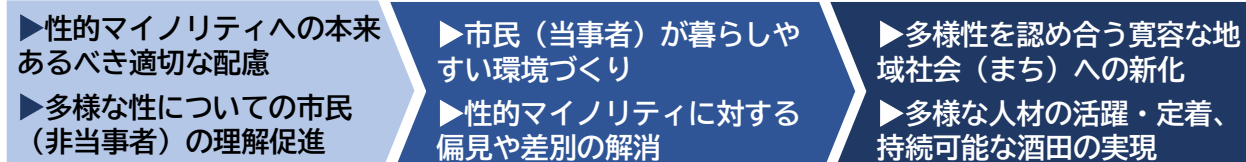


# 酒田市パートナーシップ宣誓制度の導入について

## I 制度の概要 ◀ 背景・課題 ◀ これまでの経過

### □ 性的マイノリティ<sup>❖1</sup>を対象とするパートナーシップ宣誓制度<sup>❖2</sup>

#### 酒田市パートナーシップ宣誓制度 導入の目的



#### 当該制度の対象（要件）

- 1 双方又は一方が性的マイノリティであり、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを約し、パートナー関係にあること。→宣誓書/受理証明書には、未成年の子の氏名記載欄も設定
- 2 双方が成年で、配偶者がなく、宣誓をする相手方以外の者とのパートナーシップがないこと。
- 3 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。
- 4 双方が市内の同一所在地に住所を有すること。→市内への転入予定者を含む

制度の概要

背景・課題

- 本市においてパートナーシップ制度の導入を求める当事者（性的マイノリティ）が存在する。
- 近年の各種統計を総合的に判断すると、概ね5~8%程度がLGBTQであると推測される。
- **市民アンケート調査の結果<sup>❖3</sup>**では、半数以上（55.3%）が当該制度の導入に賛成している。
- 全国的な導入自治体の人口カバー率は65.2%と増加し、今後も更に増加するものと推測される。
- **総合計画後期計画、ウィズプラン**において、性的マイノリティへの理解と配慮を掲げている。

これまでの経過（年度別）

- 2019~ ● 第2次酒田市男女共同参画推進計画ウィズプラン（2019→2028）を策定し、基本目標「多様性を尊重する意識づくり」の主要施策として「性的マイノリティへの配慮」を位置づけ
- 2021~ ● 性の多様性に関する理解促進講座（一般、高校生など対象）を開催
- 2021 - ● 12月議会一般質問で「市民アンケートの結果を踏まえ、ウィズプランの中間見直しの中で将来的な（制度の）導入を視野に入れて検討していく」と答弁（副市長）
- 2022 - ● 当該市民アンケート（当該制度導入の賛否）の結果、55.3%が賛成、11.3%が反対と回答
- 2022 - ● 総合計画後期計画の施策【誰もが参画できる社会の実現】として「男女共同参画や性の多様性に関する講座の開催および関連情報の提供」を、施策【「いのち」の大切さを学ぶ教育の推進】として「ジェンダー平等、LGBTQ+、SOGIE などの人権教育の充実」を位置づけ
- 2022 - ● 地域課題研究に取り組む光陵高校生グループが当該制度導入を目指して活動
- 2022 - ● 3月議会に市営住宅の入居要件を見直す（同性パートナーも可とする）条例改正案を提出
- 2022 - ● 当該制度の導入を決定（令和5年4月1日施行予定）

## II 補足説明

### ❖1 性的マイノリティ

性的少数者（LGBTなど）の総称。性的指向が異性愛でなく、性自認が身体の性別と異なる人々を表す。なお、性の3要素（身体の性別、性的指向、性自認）の組み合わせが多様であるだけでなく、各要素において濃淡や強弱があることを指して「性のグラデーション」と表現されることがある。

<p><b>人々を表す</b> LGBT（性的少数者）</p> <p>L : Lesbian レズビアン（女性の同性愛者）                  G : Gay ゲイ（男性の同性愛者）                  B : Bisexual バイセクシャル（両性愛者）                  T : Transgender トランスジェンダー（身体の性別と自己の認識する性が一致しない人）</p>	≠	<p><b>属性を表す</b> SOGI（性的指向及び性自認）</p> <p>SO : Sexual Orientation 性的指向（性的魅力をどのような相手に対して感じるか/感じないか）                  GI : Gender Identity 性自認（自己の認識する性、自分の性別をどう認識しているか）</p>
--	---	---

### ❖2 パートナーシップ宣誓制度

自治体が条例や要綱に基づき運用する制度。導入状況（2022年12月末）は次のとおり。

<b>全国</b>	255自治体（人口カバー率65.2%） ※2015年11月に、渋谷区・世田谷区で全国初の導入
<b>東北</b>	弘前市(2020.12)、青森県(2022.02)、秋田県・秋田市(2022.04)、一関市(2022.12)が導入
<b>県内</b>	導入自治体なし ※酒田市が県内初の導入となる見込み

次のような手続きを想定。婚姻とは異なり、戸籍等の記載は変わらず、法的な効力は発生しない。

- 1 当事者2人が、パートナーであることを宣誓 ※電話・メールで事前予約、申請、交流ひろばで面談
- 2 当事者2人に「宣誓書の受理証明書（酒田市長名）」を交付 ※要件確認を経て（後日）交付
- 3 当事者2人が、婚姻に相当する関係として、証明の提示により下欄のサービス利用が可能

利用可能となるサービス（酒田市など、民間事業者）は、下表のとおり。

利用可能となる本市のサービス	想定される民間事業者のサービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の入居（条例整備中）</li> <li>・所得や納税の証明書の申請</li> <li>・就学援助申請</li> <li>・特別支援教育就学奨励費の申請</li> <li>・学区外通学申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関での病状説明や同意</li> <li>・生命保険の受取人指定</li> <li>・携帯電話の家族割引</li> <li>・賃貸住宅への入居</li> <li>・マイレージ特典の利用 など</li> </ul>

### ❖3 市民アンケート調査の結果（発送数：2,000人、有効回収総数：626件、回収率：31.3%）

**Q 性的マイノリティの方に対してどのような支援や対応策が必要だと思いますか。 ※3つまで選択**

- ・「学校教育での幼少期からの理解促進」365件、「差別を禁止する法律などの整備」177件の順が多い。
- ・「パートナーシップ制度の導入」104件は、6番目に多い。

**Q 酒田市でもパートナーシップ制度を導入した方がよいと思いますか？**

- ・賛成（導入すべきカテゴリ）が55.3%、反対（導入する必要はないカテゴリ）は11.3%
- ・約4人に1人が「わからない」と回答。年代別では若い方、性別では女性の賛成が多い。

## III パートナーシップ宣誓の手続き

制度開始日	場所	手続きの流れ
令和5年4月1日 ※宣誓書受付は4月3日（月）より	酒田市地域共生課（交流ひろば）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宣誓日時の事前予約（電話・メール）</li> <li>2 当事者2人が宣誓書を提出</li> <li>3 市が宣誓書の受理証明書を（後日）交付</li> </ol>